

# 岩国市の地番の変更を行います

## (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県や広島県などでは、明治以降、宅地、農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林、原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が定められ、重複地番が多数存在していますが、重複地番があることによるトラブルも発生しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

- 1 実施地区** 平成27年は岩国市の住居表示実施地区(由宇町を除く。)で重複地番の解消のため地番の変更を行います。
- 2 地番の変更の方法** 山地番に10000番を加算し変更します。  
例①: 123番→10123番  
例②: 1123番→11123番
- 3 地番変更の実施時期** 平成27年3月23日
- 4 地番変更の通知** 地番変更をした不動産の所有者の方には、地番変更の通知を郵送します。

平成27年から5か年計画により、岩国市の全地域で山地番の地番変更を実施します。地区ごとの実施時期は、山口地方法務局ホームページや岩国市の広報紙等で実施前に随時お知らせします。

御不明な点がございましたら、担当者までお問合せください。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 083-922-2295(平日8:30~17:15)

(自動音声案内です。電話機の[1]ボタンを押し、次に[5]ボタンを押すと担当係へつながります。)